

食品表示に関する制度・基準について

食品表示に関する法律は、想像以上に多岐にわたっており、法律ごとに目的があり、表示基準等が定められています。今回は「食品表示の制度・基準」の概要について特集しました。

1. 食品表示制度について

食品表示に関する制度で消費者庁（食品表示課）が担当する特に重要な法律は、次の3つとなります。

・JAS法：原材料や原産地など品質に関する適正な表示により消費者の選択に資するための法律

・食品衛生法：飲食に起因する衛生上の危害発生を防止するための法律

・健康増進法：栄養の改善その他国民の健康の増進を図るための法律

この3つの法律では、それぞれ表示すべき事項が定められています。しかしながら、複数の法律で規定されている事項もあり、一部の表示ルールがわかりづらいと指摘されています。このため、消費者庁では、「食品表示一元化検討会」を平成23年9月より開催し、協議をすすめています。

このほか、

・景品表示法（虚偽、誇大な表示の禁止）

・不正競争防止法（不正な競争の防止）

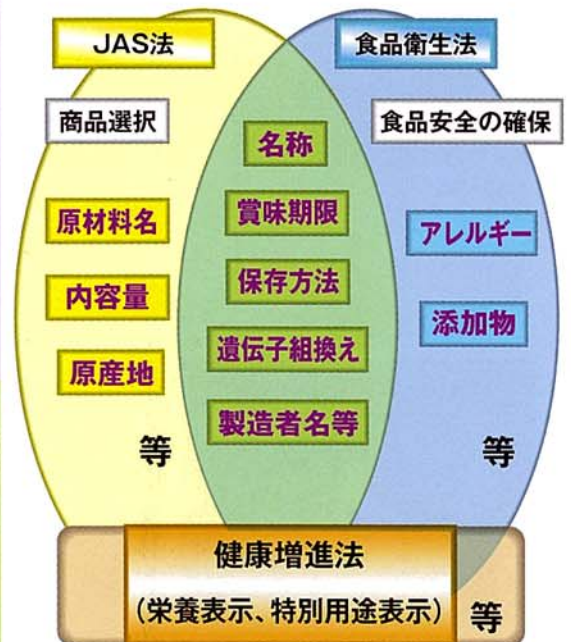
・計量法（適正な計量の実施を確保）

・米トレーサビリティ法（米穀等の適正かつ円滑な流通確保と産地情報の伝達）なども食品表示に関する法律です。

2. 食品表示の基準について

JAS法は、JAS規格に適合した商品にJASマークを付けることを認める「JAS規格制度」と、消費者の

●JAS法、食品衛生法及び健康増進法の関係



●現行法令に基づく表示例

名称	スナック菓子	
原材料名	じゃがいも（遺伝子組換えでない）、植物油、食塩、デキストリン、乳糖、たんぱく加水分解物（小麦を含む）、酵母エキスパウダー、粉末しょうゆ、魚介エキスパウダー（かに・えびを含む）、香料、調味料（アミノ酸等）、卵殻カルシウム	
内容量	81g	賞味期限 この面の右部に記載
保存方法	直射日光および高温多湿の場所を避けて保存してください。	
販売者	39	

※「39」は製造所固有記号

主要栄養成分 1袋(81g)当たり (当社分析値)	
エネルギー	483kcal
たんぱく質	3.8g
脂質	35.3g
炭水化物	37.6g
ナトリウム	330mg
食塩相当量	0.8g

※栄養表示は任意

…腸内環境を良好にし、おなかの調子を整えます。

※特定保健用食品の表示は個別許可型

特別ヨーグルト

— JAS法に基づく表示事項
— 食品衛生法に基づく表示事項
— JAS法、食品衛生法に基づく表示事項
— 健康増進法に基づく表示事項

商品選択に役立つため一定の品質表示を義務付ける「品質表示基準制度」からできています。「品質表示

基準」には、横断的な基準である「生鮮食品品質表示基準」、「加工食品品質表示基準」、「遺伝子組換え食品

(消費者庁ホームページより)



●食品表示の基準について (消費者庁ホームページより)

<JAS法>

一般消費者の選択等に資するため、すべての飲食物品の品質に関する表示について、製造業者等が守るべき基準を定める。

生鮮食品品質表示基準

○野菜や果物などの農産物、肉や卵などの畜産物、魚や貝などの水産物で加工していないもの。

・玄米及び精米品質表示基準
・水産物品質表示基準
・しいたけ品質表示基準
計3品目

加工食品品質表示基準

○生鮮の農産物などの原料を加工して製造された飲食物品。

個別品目ごとの品質表示基準 (例) 野菜冷凍食品 農産物漬物 うなぎ加工品 ソーセージ等 46品目

遺伝子組換え食品品質表示基準

大豆、とうもろこし等の遺伝子組換え農産物とその加工食品については、「遺伝子組換え」等の表示を義務付け

<食品衛生法>

食品の安全性の確保のため、販売の用に供する食品・添加物に関する表示の基準を定める。

表示対象品目

食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令

- ・マーガリン
- ・清涼飲料
- ・食肉製品
- ・魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコン
- ・冷凍食品
- ・容器包装詰加圧加熱殺菌食品
- ・食肉、切り身又はむぎ身にした鮮魚介類であって生食用のもの
- ・容器包装に入れられた加工食品
- ・容器包装に入れられていない生食用食肉等

食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令

- 牛乳、バター、チーズ、アイスクリームなど、乳、乳製品及びこれらを主原料とする食品

- ・栄養成分含有表示
- ・栄養成分機能表示
- ・注意喚起表示

<健康増進法>

国民の健康増進を総合的に推進するため、特別用途の表示、栄養成分に関する表示の基準を定める。

特別用途表示

特定保健用食品 (個別許可型)

- 特定の保健の用途の表示 (便通、血糖値、血圧、コレステロール、歯・骨、中性脂肪等.)
- ・栄養成分量、一日摂取目安量
- ・バランスの取れた食生活の普及啓発を図る文言、注意事項

H23.8.22現在 962件

特別用途食品

- 特別の用途の表示
- ・病者用食品 (許可基準型 (低たんぱく質食品、アレルギー除去食品、無乳糖食品、総合栄養食品)、個別評価型)
- ・妊産婦、授乳期用粉乳、乳児用調製粉乳、えん下困難者用食品

H23.6.23現在 40件

栄養表示基準

任意表示

(熱量+主要栄養成分+表示しようとする栄養成分)

栄養機能食品 (規格基準型)

(ビタミン12成分、ミネラル5成分)

品質表示基準」があり、また品目ごとの特性に応じて、個別に「品質表示基準」が定められています。

食品衛生法に定められている表示基準は、内閣府令で「表示対象品目」が規定されています。

健康増進法では、「特別用途表示」と、「栄養表示基準」が定められています。

3. JAS法に基づく指示・公表について

食品表示を行なう場合は、これら法律に定められたルールに従って、消費者に正確な情報をわかりやすく伝えなければなりません。そのためJAS法に基づく品質表示基準の違反があった場合、国は、「指示・公表 (事業者名や違反事実の公表)」や「指導」 (非公表) を行なうこととされています。

違反を犯した事業者には、常習性がなく過失による一時的なものであり、かつ、①表示の是正 (表示の修正・商品の撤去) を行なっており、②事実と異なる表示に基づいて商品を購入した消費者に対して、表示が誤りであったことを、直ちに、的確な方法で情報提供している場合は、国はその事業者に対して「指導」を行い、できていない場合は、社会的制裁の強い「指示・公表」を行なうこととしています。

消費者の皆様にとって、食品表示は、

品質表示基準」があり、また品目ごとの特性に応じて、個別に「品質表示基準」が定められています。

食品衛生法に定められている表示基準は、内閣府令で「表示対象品目」が規定されています。

健康増進法では、「特別用途表示」と、「栄養表示基準」が定められています。

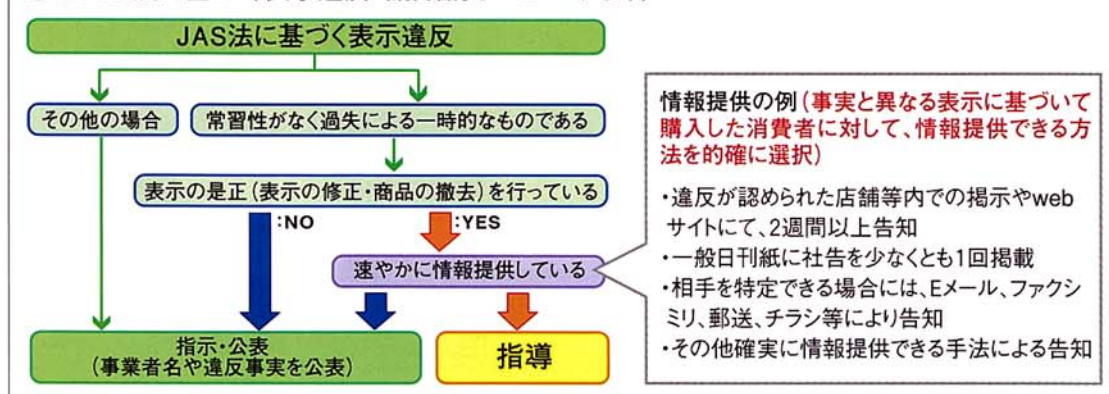
3. JAS法に基づく指示・公表について

食品表示を行なう場合は、これら法律に定められたルールに従って、消費者に正確な情報をわかりやすく伝えなければなりません。そのためJAS法に基づく品質表示基準の違反があった場合、国は、「指示・公表 (事業者名や違反事実の公表)」や「指導」 (非公表) を行なうこととされています。

違反を犯した事業者には、常習性がなく過失による一時的なものであり、かつ、①表示の是正 (表示の修正・商品の撤去) を行なっており、②事実と異なる表示に基づいて商品を購入した消費者に対して、表示が誤りであったことを、直ちに、的確な方法で情報提供している場合は、国はその事業者に対して「指導」を行い、できていない場合は、社会的制裁の強い「指示・公表」を行なうこととしています。

消費者の皆様にとって、食品表示は、

●JAS法に基づく表示違反 (消費者庁ホームページより)



食品を選ぶ際の一番大事な情報源であり、また、万が一欠陥商品があった場合、すぐに問い合わせ先などを調べようとする時にも役立つ情報となります。表示のルールを知って賢い消費者になりましょう。